

B 詳細情報 ①触・布達類年表（福島県）

No	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No	備考
1	明治6年12月14日	1873		遊女芸妓貸座敷渡世の儀に付伺	管内宿駅及び海岸船付場旅人宿における飯盛女等の称をもつ売女へ、遊女芸妓及び貸座敷渡世許可の伺い（磐前県令→大蔵卿）	『史料 常磐湯本温泉史』	三近代15	
2	明治8年12月27日	1875	県第30号		芸妓の営業につき別冊の通り規則改正（旧福島県）	『福島県警察史』		
3	明治8年12月28日	1875		貸座敷芸妓規則	貸座敷芸妓営業は県庁に届出鑑札をもらうこと、座敷料受取方法ほか制定（旧福島県）	『福島市史 第4巻近代I（通史編4）』		
4	明治9年7月25日	1876	警第344号	売淫罰則	太政官布告第1号に伴い制定（旧福島県） ①県庁の認許を得ず売淫・媒合の者に罰金を科す、②罰金徴収不可能の者は懲治監に入れる、③売淫に類する猥褻の現跡が3度の者は罰則に照らし処置、④売淫に処された寄留の者は親戚・雇主受入等へ責付し本籍へ送還、⑤罰金は総じて売淫取締費用に充てる	『福島県警察史』		
-	(明治9年8月	1876			福島・若松・磐前三県が統合し現在の福島県が成立	)		
5	明治10年9月	1877	甲第71号	娼妓取締規則	娼妓の許可手続と梅毒検査	『福島県警察史』		内容は不明
6	明治12年2月24日	1879		売淫罰則	売淫罰則の改正 罰金を科料に変えて引き上げを凶ったうえで、③売淫に類似の猥褻の現跡の者に科料金又は3ヶ月以内の徴治監、④旅店料理屋の類業者で売淫に類する所業の者は猥褻者とみなす、の2規定を新設	『福島県警察史』		
7	明治12年3月5日	1879	県甲第31号	娼妓取締規則	娼妓取締規則の改正（全文14ヶ条）	『福島県警察史』		
8				梅毒検査規則	娼妓取締規則第3条に拠り制定	『福島県警察史』		
9	明治12年3月5日	1879	県甲第31号	貸座敷取締規則	貸座敷取締規則の改正（全文13ヶ条） 貸座敷を営業実績によって上中下の三種に区分	『福島県警察史』		
10				貸座敷娼妓営業元締心得	各地貸座敷営業者の中から1,2名を選び正副元締を設け、定規を遵奉し取締り画業賦金を取扱うことと	『福島県警察史』		
11	明治12年3月18日	1879	県甲第36号	売淫罰則	売淫罰則の改正 新設の③④が削除	『福島県警察史』		
12	明治12年5月13日	1879		売淫罰則	売淫罰則の改正 ①売淫の指令者がいれば指令者を罰する	『福島県警察史』		
13	明治15年1月	1882	県甲第16号	貸座敷取締規則	貸座敷取締規則の改正 客帳の作成と記帳義務づけ等	『福島県警察史』		
14	明治15年1月	1882	県甲第16号	娼妓取締規則	娼妓取締規則の改正 最低年齢を15歳から16歳以上とし、養女が娼妓となることを禁止	『福島県警察史』		
15				貸座敷娼妓心得	貸座敷主が娼妓に対して無益の出費を促したり、正業に転就しようとする娼妓の要求、寄留替えの要望を正当の理由もなく拒むことの	『福島県警察史』		
16	明治18年2月14日	1885	乙第9号	芸妓取締規則	全文9ヶ条を制定	『史料 常磐湯本温泉史』	三近代29	
17	明治22年	1889			梅毒検査規則廃止および新規規則の制定	『福島県警察史』		詳細不明
18	明治22年3月18日	1889		貸座敷娼妓取締規則	貸座敷および娼妓の取締規則の一本化	『福島県警察史』		
19	明治22年4月27日	1889	県令甲第53号	貸座敷娼妓取締規則	貸座敷娼妓取締規則の改正（全文4章30条） 貸座敷営業、娼妓とも警察署（分署）が許可し、願書には当該町村長の奥書を受ける。営業区域を遊廓と定め、それ以外での営業を禁止。国・県道に沿う場所では新規営業を禁止。	『福島県警察史』		
20	明治22年5月	1889	訓示第145号	貸座敷娼妓取締規則取扱手続		『福島県警察史』		
21	明治24年2月25日	1891		娼妓梅毒検査規則	梅毒検査所の設置ほか 県立駆黴院の廃止	『福島県警察史』		
22				治療委託医心得	娼妓の検査や治療に対する診療義務や報酬の制定	『福島県警察史』		

23	明治28年1月	1895		貸座敷娼妓取締規則	貸座敷娼妓取締規則の一部改正	『福島県警察史』		
24	明治31年7月14日	1898	県令第56号	貸座敷娼妓取締規則	貸座敷娼妓取締規則の全面的な改正 貸座敷の許可申請時、楼号・屋号のほか建物構造図面添付するよう改正。貸座敷業者は計算帳を調製し娼妓の揚代金や金銭貸借関係を	『福島県警察史』		
25	明治32年	1899		芸妓取締規則	全文7ヶ条を制定	『福島県警察史』		
26	明治38年7月19日	1905	県令第39号	酌婦取締規則		『福島県警察史』		
27	明治43年3月	1910		芸妓営業取締規則	全文12ヶ条を制定	『史料 常磐湯本温泉史』	三近代79	
28	大正3年	1914	県令第49号	酌婦取締規則	酌婦取締規則の一部改正	『福島県警察史』		
29	大正11年4月11日	1922	県令第26号	芸妓取締規則	芸妓取締規則を改正（全文15ヶ条） 芸妓営業の免許申請時には前住所・免許後寄寓先を記載し、戸籍謄本・芸妓置屋との契約書写・未成年の場合は親権者の承諾書・伝染性疾患がない旨の医師の診断書添付するよう改正。12歳未満又は義務教育未終了の14歳未満には免	『福島県警察史』		
30	大正11年7月17日	1922	県令第49号	酌婦取締規則	酌婦取締規則を改正（全文16ヶ条）	『福島県警察史』		
31	昭和4年12月27日	1929	県令第48号	料理屋飲食店待合茶屋営業取締規則		『福島県警察史』		
32	昭和4年12月27日	1929	県令第49号	芸妓置屋営業取締規則		『福島県警察史』		
33	昭和4年12月27日	1929	県令第50号	酌婦女給取締規則		『福島県警察史』		
34	昭和10年1月14日	1935	県令第5号	酌婦女給取締規則	酌婦女給取締規則を一部改正	『福島県警察史』		
35	#####	1937	県令第54号	料理屋、飲食店等取締規則	本文52条附則5条に制定	『福島県警察史』		

※参考文献) 『福島県警察史 第1～2巻』(福島県警察本部、1981)  
『福島市史 第4巻近代I(通史編4)』福島市教育委員会、1974)  
常磐湯本温泉史料編纂会編『史料 常磐湯本温泉史』(常磐青年会議所、1979)